

作成日：2012年1月5日

欧州共同体意匠制度

European Community Design System

OHIMの所在地：

Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs)

Avenida de Europa 4

E-03080 Alicante, Spain

電話：+34-96 513 9100

FAX：+34-96 513 1344

E-mail：information@oami.europa.eu

Website：http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/index.en.do

目次

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項
12. 非登録意匠の保護
13. 意匠情報へのアクセス

欧州共同体意匠制度

1. 現行法令について

欧州共同体意匠制度（European Community Design System）は、登録により保護される「登録共同体意匠」と、非登録で保護される「非登録共同体意匠」の2種類の保護体系となっています。共同体意匠制度は、EU加盟国（現在27ヶ国）の国内意匠制度に取って代わるものではなく、各国内意匠制度と並存する制度となっています。

なお、現在のEU加盟国（27ヶ国）は下記の国となっております。

<EU加盟国>

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス

(1) 「登録共同体意匠」

「登録共同体意匠」は、2001年12月12日に採択された「欧州共同体意匠規則」により、2003年4月1日から保護が開始されております。単一の意匠登録出願により単一の意匠権が付与され、その意匠権の効力はEU全域に及びますので、手続の簡素化、意匠創作者の保護の最大化が図られることになっています。

(2) 「非登録共同体意匠」

「非登録共同体意匠」についての保護は、2002年3月6日から開始されております。この制度は意匠が「公衆に利用可能な状態になっていること」を条件として、意匠登録を受けずに保護される制度です。第三者による意匠の複製行為を不正競争行為と位置付けて保護する制度といえます。権利行使する場合には、意匠としての適格性、新規性、独自性の要件を満たしていなければなりません。詳細については、「12. 非登録意匠の保護」をご参照ください。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 言語

OHIMが使用する5つの言語、すなわち、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語のいずれか一つの言語で出願書類を作成する必要があります。また、これら5つの言語のうち一つを第2言語として指定しなければなりません。

(2) 複数意匠

複数の意匠について、一の出願を行うことができます。この場合、意匠に係る物品がロカルノ協定に基づく国際分類の同一分類に属するものでなければなりません。一出願に含めることができる意匠の数に制限はありませんが、電子出願の場合には、

99意匠までとなっています。

(3) 願書

① 出願人の名称・住所

意匠創作者の表示は義務付けられていませんが、希望する場合は記載することができます。

② 保護を求める物品名

物品の一般的な普通名称を記載しなければなりません。通常は、ロカルノ協定に基づく国際分類のアルファベット順リストの用語による慣習的な物品名を記載します。

③ 優先権を主張する場合

基礎出願の国名・日付・番号を記載します。優先権主張は、出願と同時になくても構いませんが、出願日から1ヶ月以内に主張する必要があります。

④ 公告の繰り延べ請求期間

希望する場合のみ必要です。繰り延べ期間は最長で出願日（優先日）から30ヶ月です。

(4) 図面又は写真

意匠の表現物として、図面又は写真を提出しなければなりません。図面又は写真の数は、7を超えてはならないとされていますので、8図以降の図面・写真は提出されなかったものとみなされます。

(5) 意匠の簡単な説明

希望する場合には意匠の特徴を記載することができますが、新規性、独自性、技術的価値に関する記載をすることはできません。

(6) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 委任状

出願時には不要です。所轄官庁から要求された場合にのみ提出します。

★出願書類の提出先

原則として、「欧州共同体商標意匠庁（OHIM）」にオンラインで出願します。例外としてFAXでの出願も認められていますが、FAXの場合には原本の提出（郵送）を求められる場合があります。

また、OHIMではなく、EU加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス知的所有権庁（他の官庁）に対して提出することもできます。この場合、他の官庁は受領した出願書類を2週間以内にOHIMに送付し、OHIMは出願書類の受領の日を出願人に連絡します。OHIMが2ヶ月以内に出願書類を受領した場合には、他の官庁へ出願書類を提出した日が出願日とされます。

3. 料金表（単位：ユーロ (EUR)）

以下の料金、(1)～(3)は、出願時に一括して支払わなければなりません。

(1) 意匠出願及び登録料

* 1 意匠：	2 3 0
* 追加の 1 意匠：	1 1 5（1 0 件目まで）
* 1 1 件目以降：	5 0

(2) 公告手数料

* 1 意匠：	1 2 0
* 追加の 1 意匠：	6 0（1 0 件目まで）
* 1 1 件目以降：	3 0

(3) 公告繰り延べ手数料

* 1 意匠：	4 0
* 追加の 1 意匠：	2 0（1 0 件目まで）
* 1 1 件目以降：	1 0

(4) 審査に対する不服申し立て： 8 0 0

(5) 更新手数料

更新手数料は、意匠の数によって増額されます。

* 第 1 期：	9 0
* 第 2 期：	1 2 0
* 第 3 期：	1 5 0
* 第 4 期：	1 8 0

★割増手数料：2 5 %（納付期間経過後 6 月以内に支払う場合）

(6) 登録無効請求	3 5 0
(7) 意匠権の移転	2 0 0
(8) 意匠権のライセンス	2 0 0

4. 料金減免制度について

意匠出願について減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については方式審査のみ行われ、新規性、独自性等の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。意匠の特殊性を考慮して、公告繰り延べ制度が設けられています。

7. 審査請求制度の有無

実体審査されませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

(1) 審査

共同体意匠出願については、新規性、独自性の実体的登録要件の審査は行われません。出願に係る意匠が、①意匠としての適格性を有しているか(意匠の定義に該当するか)、②公序良俗に反しないか、という方式要件のみの審査が行われます。

方式要件を具備していない場合には、不備を是正するよう指令が発せられ、所定期間内には是正されない場合には出願は拒絶されます。意匠が公序良俗違反と認定された場合には、出願人はそれに対する反論をすることができます。

審査官の拒絶決定に対しては、2ヶ月以内に不服申立てとして審判を請求することができます。不服申立ての具体的内容を記載した陳述書を審判請求から2ヶ月以内に提出しなければなりません。審判部の審決に不服がある場合には、EU司法裁判所に対して上訴することもできます。

(2) 登録

意匠出願が方式要件を具備している場合には、意匠登録されます。登録日は、出願日として認定された日です。登録後、意匠の内容は公告されます。公告の繰り延べ請求がされている場合には、その期間経過後に公告されます(最長で出願日から30ヶ月後)。意匠登録に対して異議申立ては認められていませんが、登録無効の請求は認められています。

実体的な登録要件は以下の通りですので、これらに違反して登録された場合は、第三者は登録無効の請求をすることができます。

【実体的登録要件】

A. 新規性

出願日又は優先日前に、同一の意匠が公衆の利用可能な状態に置かれていなければ、意匠は新規性を有するものとされます。「公衆の利用可能な状態」とは、秘密を脱した状態をいいますので、守秘義務のある第三者に開示された場合には新規性は喪失しません。

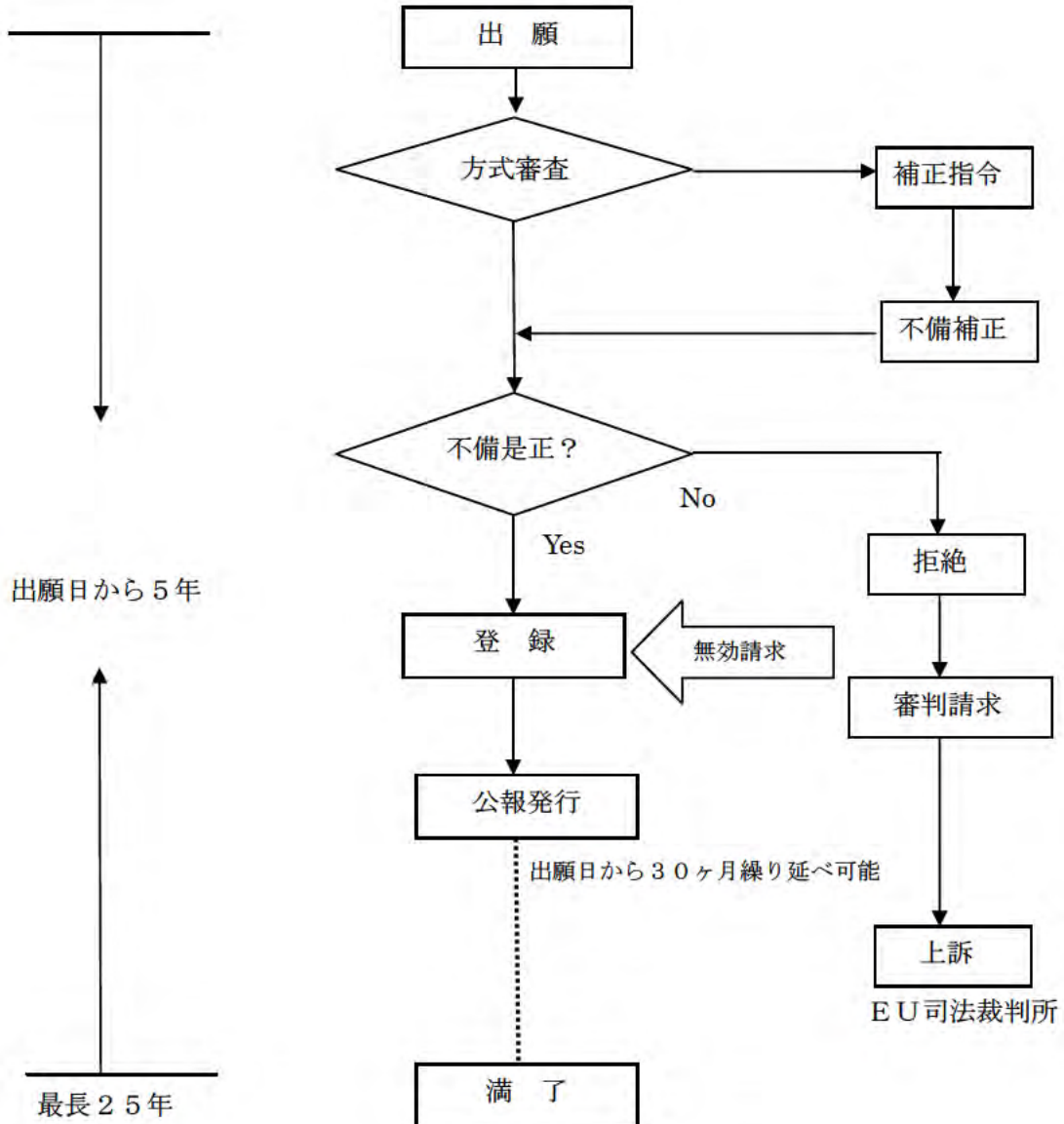
(新規性・独自性の喪失の例外)

以下の場合には、新規性・独自性は喪失したものとみなされません。

- ① 出願日前(優先日前)12ヶ月以内に、創作者・承継人による行為に起因して意匠が公衆の利用可能な状態になった場合
- ② 出願日前(優先日前)12ヶ月以内に、創作者・承継人に対する権利濫用の結果として意匠が公衆の利用可能な状態になった場合

B. 独自性

出願日又は優先日前に、公衆の利用可能な状態に置かれている意匠と全体的な印象が異なっている意匠は独自性を有するものとされます。



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。その後、5年毎に最大4回を限度として更新することができます。したがって、存続期間は最長で出願日から25年となっています。

複数意匠に係る意匠権の場合には、一部の意匠についてのみ更新することも可能です。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠登録の対象となるのは「製品」の平面的形状及び立体的形状です。意匠の定義は、1998年10月28日のEC指令に従います。すなわち、「製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、輪郭、色彩、形態、織り方又は素材から生じる製品の全部又は一部の外観で構成されるもの」をいいます。「製品」には、部品、包装、図形、活字用タイプフェイス、グラフィックシンボル、アイコン等も含まれます。図形商標についても意匠登録受けることが可能となっています。但し、製品の技術的機能を発揮するために要求される外観の特徴については、意匠として保護されません。

(2) 意匠権の効力

登録意匠に係る物品を、製造、販売、輸入、輸出又はこれらの目的で当該物品を保管する行為は、意匠権の侵害となります。但し、実験の目的でこれらの行為を行う場合には侵害とはなりません。

侵害訴訟は、EU意匠裁判所として指定されている裁判所に提起します。意匠権侵害として訴えられた者は、対抗措置として登録意匠の無効を請求することができます。EU意匠裁判所の判決は、EU加盟国全域にその効力が及びます。

(3) 無効請求

意匠の定義に該当しない意匠が登録された場合、又は登録要件に違反して意匠登録された場合には、利害関係人はその登録意匠の無効をOHIMに対して請求することができます。登録無効との決定がなされた場合には、意匠登録は始めからなかったものとみなされます。無効理由は以下の通りです。

【無効理由】

- ① 登録意匠が、意匠の定義を充足していない
- ② 登録意匠が新規性、独自性の要件を具備していない
- ③ 登録意匠が先行する標識と抵触している
- ④ 登録意匠がEU加盟国で保護される著作権と抵触している
- ⑤ 登録意匠がパリ条約6条の3に規定する紋章、記章を含んでいる

(4) 意匠権の放棄

意匠権者は、自己の意匠権を放棄することができますが、ライセンシーがいる場合には、その同意が必要となります。

(5) 譲渡、ライセンス

意匠権は譲渡することが可能で、譲渡の効果はEUの全域に及びます。したがって、EU加盟国の一部について意匠権を譲渡することはできません。これに対してライ

センスは、EUの全域又はその一部について設定することができます。ライセンスは、独占的又は非独占的なものがありますが、いずれもOHIMに登録しなければ第三者にそのライセンスの効力を主張することはできません。

12. 非登録意匠の保護

(1) 意義

意匠登録を経ないで意匠を保護する、「非登録意匠」の保護は、2002年3月6日から可能となっています。ライフサイクルの短い意匠、例えば衣料品に係る意匠などを短期間保護することを目的としております。非登録意匠の保護は、登録意匠と同様、EUの全域に及びます。

非登録意匠の保護のイメージとしては、著作権タイプの保護ではなく、不正競争タイプの保護として位置づけられています。著作権と異なり創作の時点では権利が発生せず、公衆の利用が可能となった時点で権利が発生するからです。

我が国の不正競争防止法における「他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為」（不正競争防止法第2条1項3号）を、不正競争行為として意匠の所有者に差止請求、損害賠償請求を認めて模倣から保護する制度に類似するものといえます。

(2) 要件

非登録意匠として保護されるためには、以下の要件を具備しなければなりません。

① 「公衆に利用可能な状態になっている」こと

「公衆に利用可能な状態になっている」とは、公表、展示、取引での使用又は通常の営業活動において合理的に知られている方法で意匠が開示されたような場合を意味します。したがって、守秘義務のある第三者への意匠の開示は「公衆に利用可能な状態になっている」とはみなされません。

② 意匠の定義、新規性及び独自性の要件を満たすこと

非登録意匠についても登録意匠と同様、意匠としての適格性を有すること、新規性、独自性の要件を満たすことが求められます。新規性、独自性の判断は、保護を主張する意匠が「最初に公衆に利用可能な状態に置かれた日」が基準となります。

(3) 効果

① 保護期間

非登録意匠の保護期間は、意匠がEU域内で最初に公衆に利用可能な状態に置かれた日から「3年」となっています。非登録意匠の正当な所有者でない者により意匠が開示された場合であって悪意がある場合には、当該開示日は3年の起算日とはなりません。

② 保護の内容

保護を主張する非登録意匠が、第三者により複製され（同一物の再製）、その複製物が製造、販売、輸入等された場合には、当該非登録意匠の権利侵害として保護されます。非登録意匠に係る意匠の複製物であることは、非登録意匠に係る所有者が立証しなければなりません。また、裁判で救済を受けるためには、管轄裁判所が非登録意匠を有効なものとして認定すること、すなわち意匠の適格性、新規性、独自性の要件を具備していると認定することが必要となります。

これらの点から、非登録意匠の保護内容は、登録意匠の場合に比べて狭いものとなっています。

③ 譲渡、ライセンス

登録意匠の場合と同様、非登録意匠についても譲渡、ライセンスを行うことができますが、これらを登録することはできません。

(4) 登録共同体意匠と比較して不利な点

- ① 権利取得手続きが不要でコストが掛からないが、侵害の局面での立証が容易でない。
- ② 意匠の内容を公示する手段がないので、権利行使に威嚇効果が少ない。
- ③ 第三者が独自に同一類似の意匠の創作をした場合には権利の効力は及ばない。
- ④ 保護期間が3年と短い。
- ⑤ 登録共同体意匠のように、権利を有効とみなす規定がない。

13. 意匠情報へのアクセス

<http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/index.en.do>

→Datebase (Search Community designs) →RCD ONLINE (Search Online)

<http://oami.europa.eu/RCDOnline/RequestManager>